

別表1 資格審査に係る提出書類

(全事業者共通)

(○:必要 △:該当する場合のみ提出 ×:不要)

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
-	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	以下の提出資料の一番上は、この一覧表としてください。
1	○	○	○	① 申請する業種の全てについて、本社・本店が建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を行う場合 ・建設工事入札参加資格審査申請書 ・申請業種等調書 ② 申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を営業所に委任する場合 ・建設工事入札参加資格審査申請書 ・申請営業所調書 ・申請業種等調書	・申請は6業種までです。 ・電子申請をしなければならない者は、電子申請をしてください。また、この場合であっても、かがわ電子入札システムから申請したものをプリントアウトして必ず提出してください。
2	○	○	○	建設業許可証明書（写し可）	許可の有効期間を経過し、申請日において、許可更新中である者は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出してください。 ※平成26年10月1日以降に発行されたものに限りです。
3	△	△	△	建設業許可申請書及び同申請書別紙（営業所一覧表）の写し	本店以外に営業所がない場合には、提出不要。
4	△	△	△	社会保険への加入が確認できる書類	11で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。 ※「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。
5	△	△	△	雇用保険への加入が確認できる書類	11で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、雇用保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。 ※「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
6	△	△	△	委任状	<p>・電子申請ができない者が、建設業の許可を受けている営業所に次の事項を委任する場合に提出してください。(電子申請により委任する旨を明らかにした場合は不要)</p> <p>1 委任事項 (1) 見積及び入札に関する一切の事項 (2) 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限 (3) 代金の請求及び受領に関する一切の権限 (4) 契約保証に関する一切の権限 (5) その他契約に関する一切の権限 (6) 前各号に関する復代理人の選任に関する一切の権限</p> <p>2 委任期間 本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中</p>
7	○	○	△	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可）	<p>この証明書についてのお問い合わせ先 財政局納税課（TEL087-839-2222）</p> <p>※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。</p> <p>※審査基準日(平成26年12月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限りま</p>
8	○	○	○	<p>①法人の場合 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可）</p> <p>②個人の場合 所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）（写し可）</p>	<p>左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p>※審査基準日(平成26年12月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限りま</p>
9	○	○	△	<p>個人住民税の特別徴収実施確認書（写し可） （本店が存在する県内市町の担当課窓口で確認印を受けたもの。その市町に居住する役員又は従業員がいない場合は、役員及び従業員が最も多く居住する県内市町の担当課窓口で確認印を受けたもの。なお、準市内企業等や個人事業主の方は、入札参加資格告示2ページの（6）ア・イ及び4～5ページのウ（イ）～（カ）をご参照ください。）</p>	<p>・入札参加資格審査申請時点で、特別徴収をしていない事業者の方は、財政局市民税課市民税第二係（市役所2階15番窓口）に御相談ください。</p> <p>・県外に本店を有する者の県内の営業所に、県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、当該県内居住地の市町税務窓口にて御相談ください。</p> <p>※審査基準日(平成26年12月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限りま</p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
10	○	○	△	①法人の場合 営業証明書（写し可）	営業証明書についてのお問い合わせ先 財政局納税課（TEL087-839-2222） ※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。 ※平成26年10月1日以降に発行されたものに限りません。
	○	×	×	②個人の場合 住民票（写し可） （住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である場合に限る。） ※「引き続き1年」を満たさない場合、平成26年1月1日時点で住民票の住所が高松市内であることを証する書類（平成26年度の市・県民税課税証明書等）を提出することができる場合は、当該書類も提出してください。	住民票についてのお問い合わせ先 市民政策局市民課（TEL087-839-2282） ※平成26年10月1日以降に発行されたものに限りません。
11	○	○	○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	・左記の通知書が申請時に間に合わない場合、許可行政庁等の審査済印のある、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高、技術職員名簿、その他の審査項目（社会性等）及び経営状況分析結果通知書の各写しを提出し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が交付され次第、直ちに追加提出してください。この場合において、平成26年12月31日までに下記の審査基準日の経営事項審査を受審の上、その結果通知書等を平成27年1月30日午後5時までに提出できるものは仮受付としますが、提出されない場合は、仮受付は無効となります。 ※審査基準日が平成25年8月1日から平成26年7月31日までの間のもの（この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のものを）提出してください。
12	○	○	×	技術職員名簿（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二）の写し	
13	○	○	○	貸借対照表（様式第15号、個人事業者は様式第18号）の写し	許可行政庁等の審査済印のある直近のもの。 （貸借対照表に審査済印が押されていない場合は、同時に提出された書類で審査済印が押されているページの写しも提出してください。）

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
14	○	○	×	営業所の写真	<p>・高松市内の営業所（本店を含む。）を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し提出してください。</p> <p>※平成26年10月1日以降に撮影されたものに限りです。</p>
15	○	○	○	使用印鑑届	<p>・本店のみの登録の場合は、枠内の「代表者印」、営業所に委任している場合は、枠内の「受任者印」に使用印鑑を押印してください。</p> <p>・複数の営業所に委任している場合は、分かるように記載するか、営業所ごとに使用印鑑届を提出してください。</p>